

諮問

一般廃棄物処理手数料の見直しについて

説 明

1	家庭ごみ有料指定袋制度について	(頁)
(1)	導入の目的・意義	1
(2)	これまでの経緯	1
(3)	現在の手数料について	2
(4)	ごみ排出量について	3
2	指定ごみ袋の価格について	4
3	令和8年度以降の手数料について〔事務局案を含む〕	
(1)	可燃ごみ、プラスチックごみ処理手数料（指定ごみ袋の価格）について	5
(2)	大型ごみ処理手数料について	5
(3)	特定家庭用機器廃棄物処理手数料について	6

【資料】

①	ごみ排出量の推移	7
②	家庭ごみの処理にかかる経費の推移	11
③	1袋あたりのごみ処理経費の推移・推計	12
④	周辺自治体における指定袋の料金	13

1 家庭ごみ有料指定袋制度について

(1) 導入の目的・意義

ごみ処理費用の一部を直接負担していただくことにより、分別の徹底、ごみの減量、リサイクルを促進・継続する。

(2) これまでの経緯

時期	説明
平成 14 年度	可燃ごみ指定袋制を導入 ※規則で規格を定め、市の承認を受けた業者が製造・販売 店頭販売価格 … 指定袋大(45ℓ)：1 枚 10 円前後(税込)
平成 17 年 5 月	廃棄物処理法に基づく国の「基本方針」改定により、地方公共団体の役割として「一般廃棄物処理の有料化の推進」が新たに盛り込まれる。
平成 18 年度	鳥取市清掃審議会において、平成 19 年 10 月からの家庭ごみ収集の有料化を答申。平成 19 年 3 月に条例改正。
平成 19 年 10 月	家庭ごみ収集の有料化スタート（可燃ごみ、プラスチックごみ）
平成 23 年度	【鳥取市環境審議会】 ・平成 24～26 年度のごみ処理手数料を審議・答申 → 据え置き
平成 25 年度	【鳥取市環境審議会】 ・平成 26 年 4 月消費税改定時（5 %→8 %）のごみ処理手数料を審議 → 据え置き
平成 26 年度	【鳥取市環境審議会】 ・平成 27 年 10 月消費税改定時（8 %→10 %）のごみ処理手数料を審議 → 28 年度まで据え置き ※改定（10 %）は令和元年 10 月に延期
平成 28 年度	【鳥取市環境審議会】 ・平成 29～31 年度のごみ処理手数料を審議 → 据え置き
平成 31 年度 (令和元年度)	【鳥取市環境審議会】 ・令和 2～4 年度のごみ処理手数料を審議 → 据え置き ※令和元年 10 月の消費税改定後も同額とする
令和 4 年度	【鳥取市環境審議会】 ・令和 5～7 年度のごみ処理手数料を審議 → 据え置き

(3) 現在の手数料について

○鳥取市廃棄物の処理及び再利用に関する条例 〈抜粋〉

＜第29条第1項＞

市長は、別表に定める一般廃棄物の処理を行ったときは、占有者から同表に定める一般廃棄物処理手数料を徴収する。

別表(第29条関係)

区分	額
可燃ごみ（市が収集し、運搬する場合に限る。）	可燃ごみの指定袋大1枚につき60円 可燃ごみの指定袋中1枚につき40円 可燃ごみの指定袋小1枚につき30円 可燃ごみの指定袋極小1枚につき15円
プラスチックごみ	プラスチックごみの指定袋大1枚につき30円 プラスチックごみの指定袋中1枚につき20円 プラスチックごみの指定袋小1枚につき15円
大型ごみ	容量、重量、形状、処理の方法、処理の困難性等を勘案し、品目ごとに3,000円以内で規則で定める額
特定家庭用機器廃棄物(テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン)	品目ごとに3,000円以内で規則で定める額

- ・別表に記載のないごみ（古紙類、資源ごみ(ビン・缶)、小型破碎ごみ、ペットボトル、有害ごみ、乾電池等）については、処理手数料を徴収しない。

(4) ごみ排出量について

区 分	平成 1 8 年度	(参考) 令和 3 年度	令和 6 年度
人口 (年度末時点)	199,448 人	183,645 人 (△8%)	178,010 人 (△11%)
ごみ総排出量 (事業所ごみ含む)	76,515 t	57,961 t (△24%)	52,745 t (△31%)
1 日 1 人あたりの ごみ排出量	1,051 g	865 g (△18%)	812 g (△23%)
家庭ごみ排出量 (可燃ごみ収集分)	36,813 t	25,591 t (△30%)	23,691 t (△36%)
家庭ごみ排出量 (プラスチックごみ収集分)	2,625 t	2,583 t (△2%)	2,436 t (△7%)
家庭ごみ総排出量 (小型破碎、資源、古紙等含む)	48,065 t	33,716 t (△30%)	29,981 t (△38%)
1 日 1 人あたりの 家庭ごみ排出量	660 g	503 g (△24%)	461 g (△30%)
事業所ごみ排出量	28,450 t	24,245 t (△15%)	22,764 t (△20%)

* 市が収集しない資源回収は除く

* カッコ内は平成 1 8 年度比

- ① 家庭ごみ(可燃ごみ収集分)は、ごみ袋有料化により、人口減少幅を大きく上回って減少している。
- ② 家庭ごみ(プラスチックごみ収集分)の減少幅はわずかであるが、可燃ごみ及び小型破碎ごみからの分別が浸透してきているためと考える。
- ③ 各地域やスーパーマーケット等で民間が行っている古紙回収BOXの普及により、ごみステーションで収集する古紙の量が現在ではピーク時の約 1/7 まで減少している。
- ④ 令和 2 年度に実施した「事業所ごみの透明袋化」の効果により、事業所ごみが大幅に減少している。
- ⑤ 平成 1 8 年度以降、ごみの排出量は全体的に減少傾向にある。

2 指定ごみ袋の価格について

基本的考え方

有料化に際して、先行する多くの自治体が採用していた、「ごみの収集・処理に要する総費用の1割」を手数料設定の基本とし、袋の規格(容量)により可燃ごみの袋の価格を設定しています。

また、プラスチックごみの袋については、分別の徹底を促す観点から、可燃ごみの袋の半額に設定しています。

＜算定方法＞（※以下の値は令和6年度数値）

① ごみ1 tあたりの処理経費【A】を算出

$$A = 1,666,181 \text{ 千円 (ごみ処理経費)} \div 29,981 \text{ t (家庭ごみ総排出量)} \\ \div 55,575 \text{ 円/t}$$

⇒ 1 kg の処理経費は 55.575 円

② 1 ℓ あたりのごみ処理経費【B】を算出

[ごみの比重: 0.3 kg/ℓ]

$$B = 55.575 \text{ 円/kg} \times 0.3 \text{ kg/ℓ} = 16.67 \text{ 円/ℓ}$$

③ 1 袋あたりの処理経費＜可燃 大: 45ℓ＞【C】を算出

$$C = 16.67 \text{ 円/ℓ} \times 45\ell = 750.26 \text{ 円}$$

④ 1 袋の代金 = 75.0 円 (C の 1 割)

3 令和8年度以降の手数料について（事務局案を含む）

（1）可燃ごみ、プラスチックごみ処理手数料（指定ごみ袋の価格）について（事務局案）

有料化制度を導入して以降、ごみの排出量は減少傾向が続いており、今後も減少していくことが見込まれます。一方で、近年の人件費を始めとした各種費用の高騰により、ごみ処理に要する経費が大幅に増額となっています。

そのため、指定ごみ袋の価格の基準となる「ごみ処理費用の単価」を従来通りの考え方に当てはめて算出した場合、ごみ袋代金が現行額を大幅に上回る事となるため、その上昇分についてのごみ袋の価格の改定について検討を行う必要が生じています。しかしながら、現在の物価高騰が住民の生活において非常に大きな負担となっている中で、指定ごみ袋の価格を上げることの社会的な影響を考慮して、現行料金を据え置きたいと考えます。

（2）大型ごみ処理手数料（事務局案）

大型ごみ処理手数料は、「品目ごとに3,000円以内で規則に定める額」としており、品目ごとに処理手数料（運搬費用+処分費用）を定めています。令和5年度には、「重量の整合性」や「規定」、「品目ごとの分別解体作業の有無」及び「その解体作業時間」等について見直しを行い、そのうち、改定が必要な品目につきましては、料金改定を行いました。

現在、改定後の利用料金の元で適切に大型ごみの処理が行われていると考えられることから、現行料金を据え置きたいと考えます。

(3) 特定家庭用機器廃棄物処理手数料について(事務局案)

特定家庭用機器廃棄物処理手数料については、特定家庭用機器再商品化法の施行に係る特定家庭用機器廃棄物（冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、テレビ、エアコン）を本市が収集運搬する場合の収集運搬手数料です。（別途、メーカーリサイクルによる再商品化料金〔リサイクル料金〕が必要です。）

収集運搬手数料の考え方は、平成１２年度の鳥取市清掃審議会で「３，０００円以内とし、品目ごとに額を定めることが適当である。」の答申を受けた後、今日まで下記の通りとなっています。

これについては、大型ごみ処理手数料との均衡、本市手数料以外に別途再商品化料金〔リサイクル料金〕の負担が発生することなどを考慮し、現行料金を据え置きたいと考えます。

品 目	収集運搬料金（円）	
冷蔵庫、冷凍庫	３，０００円	
洗濯機、衣類乾燥機	２，５００円	
ブラウン管式テレビ	１５型以下	１，５００円
プラズマ・液晶テレビ	１６型以上	２，５００円
エアコン	３，０００円	